

臨時報告書

(金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項に基づく報告書)

鈴与シンワート株式会社

(E04337)

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月2日

【会社名】 鈴与シンワート株式会社

【英訳名】 SUZUYO SHINWART CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 成 岡 謹之輔

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦1丁目14番14号

【電話番号】 03-5440-2800（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員管理部門担当兼経理部長 佐津川 吉 秀

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦1丁目14番14号

【電話番号】 03-5440-2800（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員管理部門担当兼経理部長 佐津川 吉 秀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

目 次

頁

【臨時報告書】

1	提出理由	1
2	報告内容	1
	会社分割計算書	3
	(別紙1) 鈴与シンワ物流株式会社定款	6
	(別紙2) 承継権利義務明細書	13

1 【提出理由】

当社は、平成 23 年 8 月 1 日開催の取締役会において、平成 23 年 11 月 1 日をもって、物流事業を会社分割し、鈴与シンワ物流株式会社（新設会社、以下「鈴与シンワ物流」といいます）に承継することを決議いたしましたので、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 7 号の 2 の規定に基づき臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

（1）新設分割の目的

当社は平成 10 年以降、事業拡大をめざして情報サービス事業を取り込み、物流事業とともに 2 大事業を柱に相乗効果を期待しつつ展開してまいりました。しかしながら、両事業間でのシナジーは当初期待した程は発揮出来なかったのが実情です。

昨今の事業環境の変化が激しい中で生き残っていくためには、迅速な経営の意思決定と得意分野での強みを生かし、“変化への対応力”を身につけることが必須の条件となります。

このため、今般、物流事業を分社化し、迅速な経営判断により経営効率化を図るとともに、鈴与グループとの連携を強め、情報・物流夫々の専門性を生かして事業を強化し、発展・成長させて企業価値の向上を図ってまいります。

（2）新設分割の方式

当社を分割会社とし、鈴与シンワ物流を新設会社とする新設分割です。なお、分割については物的分割を採用しております。

（注）会社分割は、会社法第 805 条の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく行います。

（3）分割に係る割り当ての内容

鈴与シンワ物流は、本分割に際して普通株式 1,000 株を発行しそのすべてを当社に割り当てます。

（4）新設分割に係る割り当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該新設分割の後の新設分割設定会社となる会社の商号、事業内容、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額

(1) 商号	鈴与シンワ物流株式会社
(2) 事業内容	物流事業
(3) 本店の所在地	東京都港区海岸3丁目28番1号
(4) 代表者の役職・氏名	取締役社長 澤浦 庸祥
(5) 資本金	50百万円 (予定)
(6) 純資産	100百万円 (予定)
(7) 総資産	1,100百万円 (予定)

会社分割計画書

鈴与シンワート株式会社（以下「当社」という）は、当社が営む物流事業（以下「本事業」という）に関して有する権利義務を新たに設立する鈴与シンワ物流株式会社（以下「新設会社」という）に承継させるため、新設分割（以下「本件分割」という）を行うこととし、次のとおり分割計画書を定める。

1. 簡易の新設分割

本件分割において当社は、会社法第 805 条の規定により、当社の株主総会決議による承認を得ないで本件分割をする。

2. 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

(1) 目的

1. 貨物自動車運送業および貨物利用運送業
2. 海運業および港湾運送業
3. 倉庫業、梱包業および通関業
4. 航空運送代理店業および利用航空運送業
5. 建物の建設および土地ならびに建物の賃貸借・売買・媒介・鑑定・管理・設計に関連する一切の業務
6. 工作機械および装置等の組立、据付
7. 土石類の採取、加工および販売
8. 物流システムに関するコンサルティング
9. 企業内事務処理業務の受託・代行
10. 次の物品のリース業および売買ならびに輸出入業
 - イ. 工作、建設・土木、金属加工、遊戯の各種機械、精密・計測、事務用、電気・電子、医療用、運送用、農業用の各種機器および船舶
 - ロ. 木材、石材その他の建築資材類
 - ハ. 民芸品、工芸品および家具類
11. 産業廃棄物および一般廃棄物処理業
12. 人材派遣業
13. 前各号の事業への投資および融資
14. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(2) 商号

鈴与シンワ物流株式会社

(3) 本店の所在地

東京都港区海岸3丁目28番1号

(4) 発行可能株式総数

4,000株

3. 定款

新設会社の定款の規定は、別紙1の通りとする。

4. 新設会社の設立時取締役、監査役の氏名

新設会社の設立時取締役、監査役は次の通りとする。

取締役 澤浦 庸祥、前田 京三、築嶋 功、松田 秀夫

佐津川 吉秀、成岡 謹之輔

監査役 稲村 嘉彦、松浦 芳久

5. 当社から新設会社に承継する権利義務

(1) 新設会社が、新設会社設立の日(6において定義する。以下同じ)に、本件分割により当社から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、別紙2「承継権利義務明細書」に記載の通りである。

(2) 当社が負担する債務の新設会社への承継は、重畳的債務引受の方法による。

6. 新設会社設立の日

平成23年11月1日とする。ただし、分割手続の進行上必要あるときは、当社は取締役会の決議を経てこれを変更することができる。

7. 新設会社が分割に際して交付する株式数および当社に割り当てる株式数

新設会社は、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、すべて当社に割り当てるものとする。

8. 新設会社の資本金および準備金に関する事項

(1) 資本金 金50,000,000円

(2) 資本準備金 金50,000,000円

9. 条件の変更

本計画書作成後、新設会社設立の日までの間に、本件分割が不可能または著しく困難となったとき、もしくは天災地変その他の事由により、本事業および本事業に属する財産に重大な変動が生じたときは、当社は本計画書を変更し、または本件分割を中止することができる。

10. 規格外事項

本計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社の取締役会の決議を経てこれを決定することができる。

以上

(別紙1)

鈴与シンワ物流株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、鈴与シンワ物流株式会社と称する。
(英文では SUZUYO SHINWA LOGISTICS CORPORATION と表示する。)

(目的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 貨物自動車運送業および貨物利用運送業
2. 海運業および港湾運送業
3. 倉庫業、梱包業および通関業
4. 航空運送代理店業および利用航空運送業
5. 建物の建設および土地ならびに建物の賃貸借・売買・媒介・鑑定・管理・設計
に関連する一切の業務
6. 工作機械および装置等の組立、据付
7. 土石類の採取、加工および販売
8. 物流システムに関するコンサルティング
9. 企業内事務処理業務の受託・代行
10. 次の物品のリース業および売買ならびに輸出入業
 - イ. 工作、建設・土木、金属加工、遊戯の各種機械、精密・計測、事務用、電気・
電子、医療用、運送用、農業用の各種機器および船舶
 - ロ. 木材、石材その他の建築資材類
 - ハ. 民芸品、工芸品および家具類
11. 産業廃棄物および一般廃棄物処理業
12. 人材派遣業
13. 前各号の事業への投資および融資
14. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、官報に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4, 0 0 0 株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当社の株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令で定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録および信託財産の表示)

第 1 0 条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 1 1 条 前 3 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2. 前項のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主および登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第14条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選任し、必要に応じて専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

2. 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役

(員数)

第31条 当社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬、その他の職務の執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度および決算期)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金配当の基準日)

第37条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(別紙2)

承継権利義務明細書

当社は、新設会社設立の日に、新設会社に対し承継する資産、負債、雇用契約その他権利義務は以下の通りとする。なお、承継する資産および負債については、平成23年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社設立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本事業に属する未収入金、未収運賃、子会社未収入金、関係会社未収入金、リース投資資産、貯蔵品、前払費用。(ただし、新設会社設立の前日までに発生した未収入金、未収運賃、子会社未収入金、関係会社未収入金は承継されず、新設会社設立の日以降も当社が当該権利を行使する)

(2) 有形固定資産

本事業に属する建物、構築物、機械装置、船舶、運搬器具、自動車、工具器具備品、有形リース資産。(ただし、東扇島冷蔵倉庫にかかる資産を除く)

(3) 無形固定資産

本事業に属する借地権、電話加入権、ソフトウェア。(ただし、東扇島冷蔵倉庫にかかる資産を除く)

(4) 投資その他資産

本事業に属する上場株式、非上場株式、子会社株式、関係会社株式、出資金、差入保証金、長期供託金、その他の投資、固定リース投資資産。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本事業に属する未払金、子会社未払金、関係会社未払金、前受金、預り金、賞与引当金、短期リース債務。(ただし、新設会社設立の前日までに発生した未払金、子会社未払金、関係会社未払金は承継されず、新設会社設立の日以降も当社が当該義務を履行する)

(2) 固定負債

本事業に属する受入保証金、退職給付引当金、長期リース債務。(ただし、東扇島冷蔵倉庫にかかる負債を除く)

3. 承継する雇用契約等

(1) 新設会社設立の日において本事業に従事する当社の従業員との間の雇用契約は、新設会社に承継される。

(2) 新設会社設立の日における当社と本事業に従事する当社の従業員の属する労働組合間の労働協約は、新設会社に承継される。

4. 承継する契約上の地位

当社が締結している本事業に係る一切の契約に関する契約上の地位およびこれらに基づき発生した一切の権利義務。

以上